

2012年10月31日

小樽市長 中松義治 様

銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤言行
一般社団法人北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙
日本野鳥の会小樽支部 支部長 梅木賢俊
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田秀子

銭函風力開発事業に関する質問書

銭函風力開発株式会社(以下、銭函風力という。)は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が定めた風力発電のための環境影響評価マニュアルに基づいて、銭函風力開発事業に係る環境影響評価書(以下、自主アセス書という。)を作成しました。

この自主アセス書は、環境影響評価法の一部改正に伴い、経済産業省が策定した風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱(以下、要綱という。)第七の3の二(4)により準備書に相当するものとされました。

銭函風力は準備書に相当する自主アセス書を、2012年7月18日に小樽市に提出し、小樽市は2012年8月23日付けで「環境影響評価書については概ね妥当」との意見書を経済産業省・資源エネルギー庁長官に提出しました。

要綱第三の6の一では、事業者は「環境の保全の見地から意見を有する者」(要綱第三の5)の「意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類」を、関係自治体の長等へ送付することを義務付けています。「意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」とはアセス書(案)に寄せられたパブリックコメントとそれに対する事業者の回答にあたりますが、小樽市は市の環境審議会に諮問することもなく、17件のパブリックコメントに対する銭函風力の回答を含めた、銭函風力開発事業の環境影響評価書(以下、アセス書・準備書という。)全体を「概ね妥当」である、と評価しました。

しかし、この事業については、道民の生活環境や自然環境に悪影響を及ぼすいくつかの大きな危惧があります。

ついては、次のとおりアセス書・準備書に関して、どのような考えから「概ね妥当」であると判断されたのか伺います。なお、質問に対する回答は、11月16日までに文書にてお届けください。

記

1 小樽市の意見が北海道の意見と異なる理由について

北海道の環境影響評価審議会は、8月10日に、銭函風力のアセス書・準備書に対して「再検討を求め」という意見をまとめた。このことは、翌日の北海道新聞にも報道された。北海道知事は、8月17日にエネルギー庁長官あてに、審議会意見に基づいて意見書を提出した。

小樽市は、この事実を承知していたのか。また、承知していたのであれば、その上で「概ね妥当」の意見書を提出した理由は何か。

2 対象事業実施区域(建設予定地)の評価について

- (1) 北海道知事による前記意見書では、事業対象地域は、北海道自然環境保全指針で選定された「すぐれた自然地域:石狩海岸」であることが記されている。また、9月7日に出された環境省の意見では、さらに一步踏み込んでおり、この地域の特徴について「海岸植生、天然防風林、特異な昆虫等…の生息地、優れた砂丘・砂浜」「環境省の自然環境保全基礎調査において、国土面積の1.1%に満たない貴重な植生地域である『自然植生度10(自然草原)』に分類」と、全国的に貴重な自然であることを述べている。以上の資質について、私たちは機会あるごとに何度も指摘し、昨年のアセス書案に対するパ

ブリックコメントでも強く述べたとおりである。

小樽市は、この地域が全国的に貴重な「すぐれた自然地域」として守るべき環境であることを認識しているのか。

- (2) 北海道の意見書では、工事方法による三日月湖への影響の評価が不十分であることを1つの理由として再評価を求めている。三日月湖とその周辺は、生物相が多様性に富み、特に貴重なエリアである。このことは、小樽市総合博物館(以下、博物館という。)及びボランティアによる調査や博物館紀要においても明らかである。

小樽市は、このエリアの貴重性について、博物館等の専門家の意見聴取や研究紀要の確認調査を行ったのか。意見の聴取や文献の確認を行わなかったのであれば、その理由は何か。

- (3) 北海道は、建設工事に伴う「土地の改変場所、面積」や工事そのものの「期間、工程」「使用資機材…作業車両」などについて、細かく評価書に記載することを求めている。それは、アセス書・準備書では、実際に工事全体の内容が明らかでないにもかかわらず、改変の影響が細微であるかのような表現が多々認められるからである。他方、環境省の意見書では、土地の改変に限ったことではないが、「影響の可能性が示唆されているにもかかわらず『影響がない、又は極めて小さい』と結論付けるなど、その根拠となる調査結果との間に乖離」があるので、「評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体に記載を見直すこと」との問題点が指摘されている。

こうした状況において、小樽市は、土地の改変に関するアセス書・準備書の記述について、どのような根拠に基づいて「概ね妥当」と判断したのか。

- (4) 個々の生物種や生態系全体への影響評価に関して、それぞれの専門家の意見を聞いたのか。聞いたのであれば、専門家それぞれの氏名及び専門領域ならびに聴取内容について、回答を求めます。また、聞かなかったのであれば、その理由は何か。

3 騒音・低周波音について

- (1) 北海道の意見書では、アセス書・準備書では「低周波の影響はないとしているが、一部の地点で現況からの増加が認められる」ので、「増加分を回避・低減するために必要な環境保全措置を検討」して、アセス書・準備書に記載することを求めている。

また、環境省の意見書では、「参照値や感覚閾値は環境目標値として策定されたものではない」ので、「現況からの増分等を用いて適切に評価を行うこと」「騒音・低周波音いずれも、事業者が講ずる環境保全措置及びその影響の低減効果について評価書に記載すること」とし、特に札幌市手稲区の山口団地に最も近い「5基の風力発電設備を削減したことによる効果」を「定量的に予測・評価」することを求めている。現実には、5基の風車は、山口団地から最も遠距離でおよそ2km離れているが、今は、その距離が問題になるほど「最新の知見」は進んでいる。なお、事業者がアセス書・準備書で示したデータによれば、3km離れた石狩市でも低周波音による影響の可能性が示されている。

小樽市は、その意見書で「稼働後の事後調査に際して、最新の知見が示された場合は、その検証を行い、調査、予測及び評価を行うこと」としている。小樽市の意見は、事前の評価が必要な同事業に対して事後の対応を求めることであり、事前に想定される住民の健康被害を防ごうとする姿勢ではない。

また、同意見は、健康被害が生じた場合、誰が責任をとるのか不明である。小樽市が責任をとるのか、改めて事前の予防策をとらない理由及び被害が生じた場合に責任をとるのか、明確な回答を求めます。

- (2) 風車の建設予定地に定住する小樽市民はいないが、特に銭函5丁目は小樽市の市域であり、工業団地にはたくさんの労働者が働いている。私たちはここで働く労働者に低周波音などによる健康被害が生じる懸念を何度も指摘してきた。人体・健康問題以外でも、環境省の「物的苦情に関する参照値」にみられるように、超低周波音による工場内の機器の「がたつき(振動)」が危惧される。

風車から2 km 以内にある工業団地地域に、何人の労働者・道民が働いているか、どれだけの小樽市民が働いているか、回答を求めます。また、労働者に健康被害が発生する可能性も含めて「概ね妥当」と判断したのか、回答を求めます。労働者への被害を含んだうえでの「概ね妥当」の判断であるならば、その根拠を回答ください。さらに工場内の機器に対する超低周波音の影響について、どのように考えているのか、回答を求めます。

4 住民意見の集約方法などについて

石狩市は、銭函風力発電事業の対象事業実施区域が石狩市域ではないにもかかわらず、石狩市環境審議会にアセス書に関する諮問をおこなった。それに対して、小樽市は今回の意見書を提出するに当たって、小樽市民の意見を聴くこともなく、小樽市環境審議会に諮問することもなく、いくつかの行政担当部局からの意見を聴取したのみである。

このようなことは、住民にとって大切な自然環境や生活環境、特に健康被害に関わる問題に関して、極めて非民主的な対応である。

この事業は、極めて大きな環境問題を含むものであるにもかかわらず、小樽市環境審議会に諮問しなかった理由は何か。

小樽市は住民意見の把握が必要な行政課題に対して、今後も上記のように無策の対応を執るのか、小樽市の見解を求めます。

(連携団体所在地)

銭函海岸の自然を守る会 (〒047-0034 小樽市緑 3-2-8 のいばら寮 1F)

北海道自然保護協会 (〒060-0003 札幌市中央区北三条西 11 丁目 加森ビル 5 (6 階))

梅木賢俊 (〒047-0033 小樽市富岡 1-13-10)

安田秀子 (〒061-3211 石狩市花川北一条 5-307)

北海道新聞

2012年(平成24年)11月1日(木曜日)

市民団体が 市に質問書

風力発電計画

風力発電大手の日本風力開発(東京)が作成した、小樽市銭函地区の風力発電所建設計画に関する環境影響評価書について、小樽市が8月に国に提出した意見書の内容に疑問があるとして、市内の市民団体などが31日、同市に対し見解をただす質問書を手渡した。

銭函海岸の自然を守る会(後藤言行代表)

など4団体で、市が見書の中で計画を「おおむね妥当」としていることについて、「希少な生態系や地域の労働者への健康被害などへの影響を考慮せず、計画を後押しするような判断をするのはおかしい」と批判。判断に至った経緯の説明を求めている。

これに対し、市は「意見書の中では環境への影響を十分に配慮するよう求めている」(環境課)としている。